

# 名取市情報通信関連企業立地促進制度の概要

名取市情報通信関連企業立地促進制度の概要は下記の通りです。

## 対象地域

名取市の市街化区域内

## 適用業種

### ・コールセンター

コンピュータ等の設備及び電気通信を用いて、専任のオペレータが集約的に顧客サービス等の業務を行う事業所

### ・BPOオフィス

顧客からの委託を受けて、人事、総務又は会計などの事務管理部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供する事業所(ビジネス・プロセス・アウトソーシング・オフィス)

### ・ソフトウェア業

顧客からの委託を受けて、コンピュータのプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言、アプリケーション・サービス・プロバイダーなどを行う事業所などを行う事業所並びにコンピュータのパッケージプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言、アプリケーション・サービス・プロバイダー

## 常時雇用者

情報通信関連事業所の新設、移設又は増設に伴い次の要件のいずれも満たすもの

1. 雇用保険法に規定する一般被保険者である者又は一般被保険者になることが見込まれる者(一般被保険者等)
2. パートタイム労働法第2条に規定する短時間労働者でない者
3. 市内に住所を有する者

## 新規常時雇用者

情報通信関連事業所の新設、移設又は増設に伴い新たに雇用された常時雇用者

## 短時間労働者

情報通信関連事業所の新設、移設又は増設に伴い次の要件のいずれも満たす者

1. 一般被保険者等
2. パートタイム労働法第2条に規定する労働者である者
3. 市内に住所を有する者

## 新規短時間労働者

情報通信関連事業所の新設、移設又は増設に伴い新たに雇用された短時間労働者

## 派遣労働者

情報通信関連事業所に関する業務について、派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業を行う事業主又はこれに準ずる事業主(派遣事業者等)に雇用されたうえで、情報通信関連事業所に勤務する労働者のうち、次の要件のいずれも満たす者

1. 派遣法第42条に規定する派遣先管理台帳又はこれに準ずる台帳において、一般被保険者等であることが確認できる者
2. 市内に住所を有する者

## 新規派遣労働者

情報通信関連事業所の新設、移設又は増設に伴い、派遣事業者等に新たに雇用された派遣労働者

## 新規雇用者

新規常用雇用者・新規短時間労働者・新規派遣労働者

## 投下固定資産額

新設又は移設に伴い、企業者が情報通信関連事業所の設置の開始に要した額のうち、市の固定資産課税台帳に登録された家屋及び償却資産の価格の合計額

## 新設

市の市街化区域内に新たに情報通信関連事業所を設置すること

## 移設

市内の既設の情報通信関連事業所を廃止し、市の市街化区域内に業務遂行に係る機能拡充等を伴う情報通信関連事業所を設置すること

## 通信回線使用料

コールセンター及びBPOオフィスで電気通信を使用した場合における料金

## 優遇措置内容

措置事項	適用範囲	助成内容	適用期間
1.雇用奨励金	情報通信関連事業所が営業を開始した日から6か月を経過した時点において、20人を超える新規常時雇用者、新規短時間労働者及び新規派遣労働者(新規雇用者)を雇用している場合 移設の場合、移設後の事業所における雇用者の数から、移設前の事業所における雇用者の数を差し引いて得られた雇用者の数のうち新規雇用者分を交付対象	新規雇用者21人目から1人目として(1)新規常時雇用者1人当たり30万円(2)新規短時間労働者及び新規派遣労働者1人当たり24万円 限度額: 5,000万円	新設・移設・増設
2.追加雇用奨励金	新たに20人を超える新規雇用者を雇用した場合	雇用奨励金の規定に準じて算出した額 限度額: 5,000万円	雇用奨励金の交付を受けた企業者が、交付を受けた日から1年以内
3.加算奨励金	(1)投下固定資産額 (2)年間の通信回線使用料 (3)年間の建物賃借料(賃借に付随する諸経費を除く)及び設備機器賃借料(4)雇用替え(常時雇用への登用についての社内制度をあらかじめ整備している情報通信関連事業所で、新設又は移設を行った日から1年以内に、短時間労働者及び派遣労働者が常時雇用者に雇用替えとなった場合)	(1)10分の1 限度額5,000万円 (2)6分の1 限度額(単年度)1,000万円(2年間交付) (3)6分の1 限度額(単年度)1,000万円(2年間交付) (4)当該常時雇用者の数に6万円を乗じて得た額限度額: 1,000万円	新設・移設

他の補助金等の取扱: 奨励金の交付を受けようとする指定企業者が、奨励金の交付対象となる雇用者、投下固定資産額、通信回線使用料及びその他の運営経費を対象として、市から他の補助金等を交付される場合、交付額の合計額から当該補助金等の額を減じた額を交付